**６　修了・卒業**

(1)　課程の修了

ア 小学校において、各学校の課程の修了の認定は、児童の平素の成績を評価して、校長が行う。（認定の時期は、各学年の終わりである。）　 （学教施行規則第57条）

イ　上記第57条の規定は、中学校にこれを準用する。　　　　　（学教施行規則第79条）

ウ 各学年の課程を修了しないで上級学年への進級は認められない。

（昭29．10．19文初中局長回答）

エ　校長は、毎学年の修了後、速やかに、全課程を修了した者の氏名を市町教育委員会に通知しなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学教施行令第22条）

(2)　卒業の期日

校長が卒業を認定した日とする。（原則として３月末日であることが適当である。）

（学教施行規則第57・79条）

　　　　 （昭28．８．12 委初289　文初中局長回答）

(3)　卒業証書の授与

ア　校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。　 　 （学教施行規則第58条）

イ　上記58条の規定は、中学校にこれを準用する。　　　 （学教施行規則第79条）

(4)　卒業の手続き

ア　小学校の場合

(ｱ) 書類の送付

指導要録の写し、児童生徒健康診断票を進学先の校長あてに送付する。

(ｲ) 書類の保存

指導要録は必要事項を記入し、「学籍に関する記録」は20年間、「指導に関する記録」は５年間保存する。 （学教施行規則第28条）

イ　中学校の場合

(ｱ)　書類の送付‥‥小学校の場合と同じ

(ｲ)　書類の保存‥‥指導要録は小学校と同じ、児童生徒健康診断票は５年間保存する。

（学教施行規則第28条）

(5)　卒業者名簿の提出

校長は卒業式後「卒業者名簿」を市町教育委員会へ１部提出する。